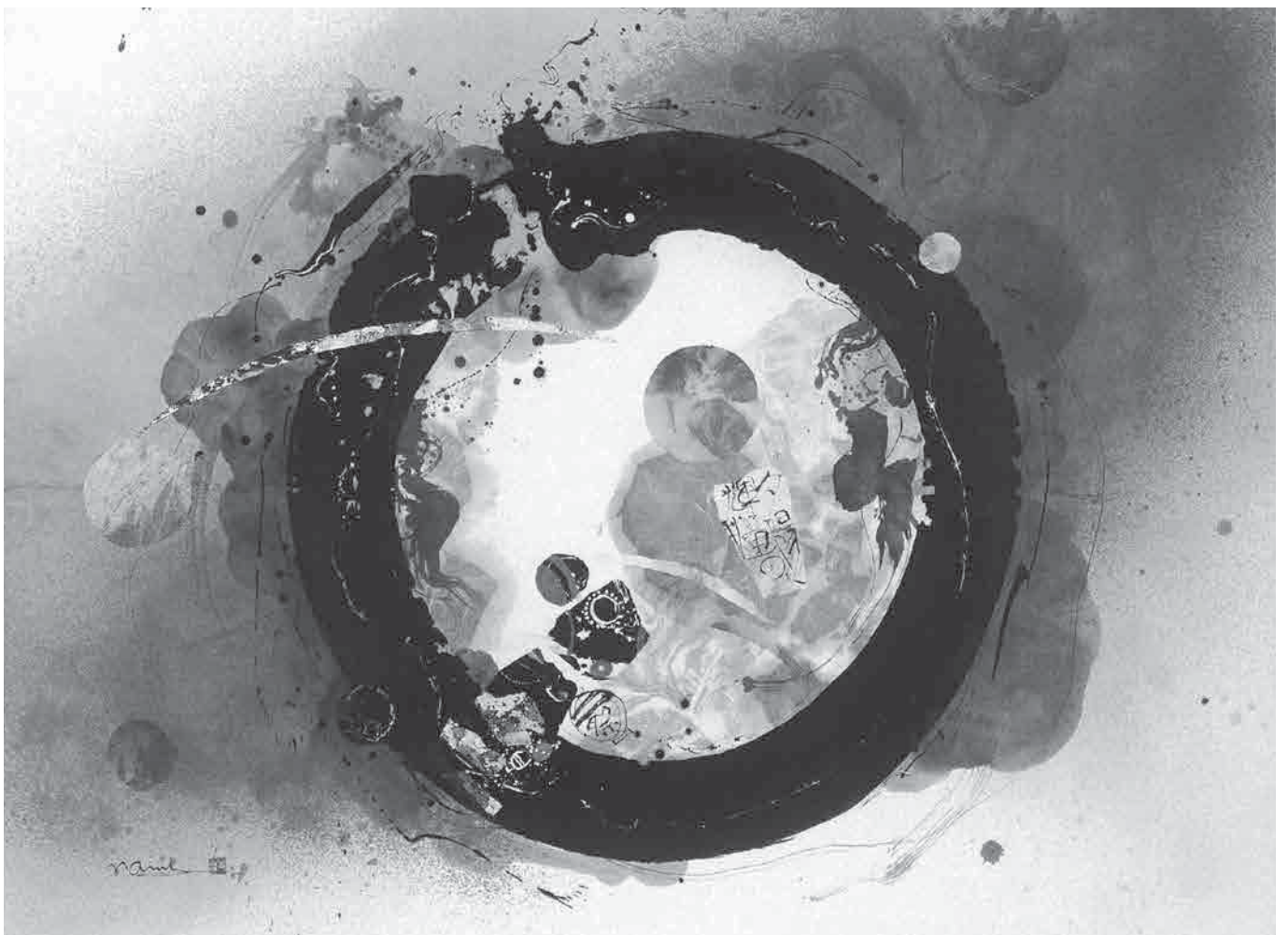




法人こおりやま

2014. 10

第436号



題名/里の祭り 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授・郡山法人会副会長

インターネットセミナー 最新タイトルのご案内

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会

検索

で検索いただけます

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

●●●●

パスワード

●●●●

ログイン

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは 会員ID: **1101** パスワード: **1005**

会員の方は300タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お問い合わせは郡山法人会事務局まで TEL:024-933-7777

目次

税務署ニュース

年末調整説明会のお知らせ 2

税のミニ通信

固定資産税について 3

社会的意味を持つ経営へ 4

1年で儲かる会社にして
成長戦略を 6

トピックス 8

税務署ニュース

年末調整説明会のお知らせ

郡山税務署では、平成26年分の年末調整関係事務の説明会を下記の日程により開催いたします。

記

開催月日	受付開始時間	説明会開始 終了時間	会場	対象地域
11月11日(火)	9時30分	10時00分～ 12時00分	田村市船引公民館ホール	田村市
	13時00分	13時30分～ 15時30分		三春町 小野町
11月12日(水)	9時30分	10時00分～ 12時00分	郡山市民文化センター (中ホール)	郡山市
	13時00分	13時30分～ 15時30分		

- 1 年末調整関係書類について不足がある場合は、説明会場及び郡山税務署で配付いたします。
なお、国税庁ホームページに掲載されている平成26年分源泉徴収簿等をコピーして使用していただいても差し支えありません。
- 2 会場の収容人数の都合上、対象地域を指定させていただいておりますが、日程等の都合が合わない場合は、他の会場への出席が可能です。(郡山税務署へのご連絡は不要です。)
- 3 郡山市民文化センターは駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- 4 説明会で使用する書類(10月下旬に送付します。)
 - 年末調整のしかた
 - 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引
 - 給与支払報告書(総括表)の書きかた
 - 源泉徴収票・支払調書提出のチェックポイント

【お問い合わせ先】

郡山税務署 法人課税第二部門(源泉所得税担当)

電話 024-932-2041(代表) 内線 322

音声案内メッセージに従い、「2」(当税務署にご用の方)を選択してください。

税のミニ通信

固定資産税について

今回は、身近な税金である「固定資産税」についてご説明したいと思います。

1. 埼玉県新座市で発生した固定資産税過徴収について

今年6月、埼玉県新座市で市内の夫婦の戸建住宅に対して固定資産税の過徴収を27年間続けていたことが明らかになりました。この夫婦は固定資産税を期限内に納められなかったため戸建住宅の不動産公売が実施され、固定資産税の過徴収はその不動産公売で購入した不動産会社からの指摘で発覚したものです。その後、新座市は夫婦に納め過ぎとなっていた固定資産税等を返還しましたが、既にマイホームは不動産公売で第三者のものとなってしまったため、過徴収分は戻ってきたもののマイホームは戻ってこないという悲劇が起きてしまいました。

新座市では信頼回復のため、平成26年7月1日から12月31日までの期間で固定資産全件調査を実施中ですが、8月25日に新たに56件の過徴収が確認されたと発表しています。



東北税理士会郡山支部
税理士 比佐 善宣

2. 固定資産税とは

そもそも固定資産税とは、土地や家屋等の固定資産を所有している場合に納付することになる税金です。1月1日現在で固定資産課税台帳に所有者として登録されている方に対して課税されます。

納税は、各市町村から送付される納税通知書によって、年4回に分けて納付することになります。

3. 税額の計算

税額の計算は次の算式により求められます。

$$\boxed{\text{固定資産税課税標準額} \times 1.4\% = \text{固定資産税}}$$

4. 住宅用地に対する軽減措置

住宅用地については、税額の軽減措置が設けられています。具体的には固定資産税課税標準額が課税台帳に登録された価格の3分の1になります。また、住宅用地のうち、面積200㎡以下の部分は小規模住宅用地として、価格の6分の1になります。

なお、特例適用に際しては、住宅用地は住宅の床面積の10倍の面積を限度とすることや、共同住宅など数戸の住宅の建っている敷地は、敷地面積を住宅の数で割った面積で判定することとされています。

1.に記載した埼玉県新座市の過徴収事例では、本来は小規模住宅用地として6分の1とすべきだったものの、この軽減措置が適用されておらず27年間もの間、多額の固定資産税が課税されていました。

5. 住宅用地に対する軽減措置適用の確認方法

では、どうやって軽減措置が適用されているかどうか確認すれば良いか?ということですが、各市町村から送られてくる固定資産課税明細書にその旨の記載があれば、軽減措置が適用されていることになります。

但し、固定資産課税明細書の様式は統一されておらず各市町村により異なるため、軽減措置の記載もそれぞれ異なります。例えば、軽減又は特例欄に「住宅用地」と記載されていたり、摘要欄に「小規模住宅用地」と記載されていたりと記載場所も文言もバラバラですので注意が必要です。

自宅が建っている土地について軽減措置適用の記載があるかどうか、一度確認することをお勧めします。

6. 固定資産税の今後について

現在、空き家の増加が問題となっており、空き家の撤去を促すため、住宅が建つ土地の固定資産税を軽減する措置の見直しが検討されています。

これは、上記4.に記載の通り、土地の固定資産税は住宅が建っていれば本来の価格の6分の1に軽減されますが、空き家でも軽減されるため、空き家をいつまでも荒廃したまま取り壊さずに放っておく原因になっているためです。

不動産を多くお持ちの方は固定資産税に関する今後の動向には注意が必要です。

社会的意味を持つ経営へ



人生も「意味」を持つことが
幸福度を高めることを心理学でも実証！

㈱iプロデュース代表取締役
臨床心理士 石垣 秀之

私は臨床心理士であり、うつ病や不登校などの個人のネガティブ領域の改善に尽力し、現在は、トラウマ治療を専門とするカウンセリングオフィスも経営しております。

東日本大震災以降、トラウマがクローズアップされてきましたが、皆さんも実感されている通り、ほとんどの人はあのトラウマ的な経験によって人生が暗転したのではなく、むしろ、家族や命の大切さを実感したり、生き方を考え直すといった人間的成長を遂げています。

最近、レジリエンスという言葉で、逆境に負けない

力の重要性が企業にも理解され始めましたが、「トラウマ後の成長」(Post Traumatic Growth)という考えは、辛い経験こそ人を成長させるきっかけとなるといこうとを教えてください。

経営学と心理学の 矛盾ない融合

近年、日本でもCSR(企業の社会的責任)が浸透してきました。

また、ハーバード大学の著名な経営学者であるマイケル・ポーター教授は、CSRを一步進め、CSV(共

有価値の創造)という考え方を提唱し、これまでの企業間のウイン・ウイン(win-win)経営から脱却し、社会的な価値を創造することが、これからの経営であり、生き残り戦略になると説いています。

奇妙なことに、これら経営学の潮流は、心理学の進化ともピッタリと一致します。「山はどこから登っても頂上にたどり着く」と言われますが、経営学と心理学は、ポジティブ心理学の登場によって、矛盾なく一つの方向性を向き始めました。これまでの心理学は、人間のマイナス面を改善するために、実践してきたと言

っても過言ではありません。そのため、圧倒的多数の「普通の人」のための学問ではありませんでした。しかし、アメリカ心理学会の会長となったセリグマン教授は、心理学は本来、人々の幸福のためにあるべきであると考え、ポジティブ心理学という分野を創設しました。

ポジティブ心理学は、どうすれば人が幸福になれるかという主題とともに、幸福になると、人ほどのようになるのかというテーマについても膨大な調査を行っています。

それによって、ポジティブ心理学が発見したいくつかの要因は、個人の幸福度を高めるだけでなく、個人の仕事の質を上げ、やがて企業の業績を上げるということが分かってきました。多くの人は、「成功すれば幸せになれる」と思いこみ、苦しい仕事に耐え忍ぶ毎日を送っていますが、実はポジティブな状態の脳は、成功する要素を兼ね備えており、「幸せな人は成功し

やすい」のです。

例えば、営業職であれば、販売成績が37%上昇したり、医師であれば、19%も速く正確に診断できるといった研究データも存在しています。

幸せに至る 3つの道

ポジティブ心理学の提唱者であるセリグマン教授によると、幸せに至るには、快樂を追求する方法、フローと呼ばれる集中状態を作る方法、意味のある人生を送るといふ3つの方法があると、しています。

これら3つのうち、「意味」を持つことが、幸福度を高める最たるものであるようです。日本人の多くは、経済的な裕福さに比例して、幸福度が上がると考えているかと思えますが、実はそうではないのです。アメリカで行われた数十万人規模の調査によれば、約6万ドルまでの年収上昇は、不幸を比例的に普通の状態に引き上げますが、そ

れ以上の年収になっても幸福度は上がりません。

つまり、低収入時には収入の増加が幸福度を上げますが、平均以上になれば、年収がいくら上がっても、年収の増加だけではより幸福になれるというわけではないのです。

このことは、経済的なインセンティブによらない方法すなわち「意味づけ」や「フロー」を追求する方法こそ、個人の幸福度を上げることができるということを示唆しています。

共有価値創造が 企業を成功に導く

経営戦略の世界的権威であるハーバード大学経営大学院のマイケル・ポーター教授は、2011年に、CSV (Creating Shared Value: 共有価値の創造) を提唱しました。

前述のCSR (企業の社会的責任) は、「責任」という意味合いが強かったのですが、ポーター教授は、経営戦略として共有価値を

創造する必要性を説いています。

企業と顧客、そして社会が共通してメリットを得られる商品やサービスの提供こそが企業戦略の中心にあるべきで、この理念の実現を果たした企業が生き残りに成功すると主張しています。

例えば、コーヒーやチョコレートで有名なネスレは、「水」や「農業」を社会や地域との共有価値として企業理念にあげ、ネスレはそのために存在するとしています。

この考え方によって、株主や顧客からの信頼を得、従業員の意識を向上させる、業績アップを果たしていることは皆さん周知のことかと思えます。

意味と意義ある存在に

私が提唱するCSM (Creating Meaning Society: 社会的な意味の創造) は、ポジティブ心理学の知見や最先端の経営理論に共通する

概念として、「社会的な意味」を中心に、個別のカウンセリング・コーチングから、企業の人材育成・経営改善までサポートできる考

え方です。

ポジティブ心理学が示すデータに、「自分のため」よりも「他人のため」に何かをした方が、その人の幸福度を永続的に上昇させるというものがあります。

「意味」は、個人的なメリットのみではなく「社会的」である必要があるのです。ただし、これは自分を捨てて誰かのために、何かをすることを意味するものではありません。

もし、自己犠牲が善であり、正しいのであれば、その考え方が普及した時点で、全ての人間が犠牲になるという恐ろしい結果を生んでしまうからです。

現在、「ブラック企業」

として、自己犠牲を強いる社風を持つ企業が社会的問題になったり、あるいは滅私奉公的な企業理念を押しつけることによって業績を上げようとする経営者もい

ます。

これは、一部の成功者と多数のそうでない者を生み出しますから、全体として考えればいずれ破綻するところが明らかです。

CSMの求める「社会的意味」は、自分にも相手にもそして社会(第三者や環境を含む)にも有意義であるということを指します。

経営者から見れば、自分にも従業員にも顧客にも社会にも、利益がもたらされる状態であり、従業員から見れば、自分にも家族にも、同僚にも、という状態です。

経営危機に 成長を見出す

企業は利益を追求することが至上命題です。

この点で、顧客唯一主義であるならば、企業は企業をやめて、NPOやボランティア団体となるべきです。

企業は顧客や社会に還元される価値を提供し、利益を上げ、従業員にとっても基礎となる経済的なメリットを供給し、かつ従業員に対し、彼らにとつての社会的意味を提供

することができません。

働くことに対して、意味を見いだす機会を与えることができるのです。

従業員自身の社会的意味づけによって、幸福度を上げることができれば、個人のパフォーマンスや創造性が上がり、チーム力を高め、業績を上げることが容易になるでしょう。

社会的意味を見つけ、創り出したりすることは、いかなる立場にある人にとつてもミクロ的にもマクロ的にも通用する概念です。

このことを理解し実践することができれば、自社の経営の改善のみならず、自分の人生を幸福で有意義なものにすることができま

す。経営が危機に陥ったとき、すなわち企業がトラウマを受けるとき、そのトラウマをどのようの意味づけしていくのかということが、単に経営難に負けない、逆境に負けないレジリエンスに留まるのか、それともトラウマ後の成長につながることでできるのか、の分かれ目であると考えています。

1年で 儲かる会社にして成長戦略を

金融庁の企業支援体制の転換と
待ったなしの企業再生手法

(株)未来事業
エグゼクティブマネージャー
松本 長久

【中小企業支援体制の時系列的なまとめ】

平成20年 9月15日	リーマン・ショック
平成20年10月31日	セイフティーネット（保証協会による5号認定）
平成21年12月 4日	中小企業金融円滑化法が施行
平成24年 4月20日	中小企業の経営支援のための政策パッケージを発表
平成24年 5月17日	コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割（金融監督に関する指針）
平成24年11月 1日	金融担当大臣談話
平成25年 3月31日	中小企業金融円滑化法が終了
平成26年 3月19日	金融庁が支援姿勢の転換を発表

■金融庁は中小企業の支援方針を大きく転換した

金融庁は、条件変更（リスケジュール）を行なっている中小企業に対して、事業の持続可能性が見込まれない企業については、転廃業を促す方針に転換しました。

金融庁は、各金融機関に対して、いままで返済猶予を行なってきた中小企業について、無条件でそれを継続するのではなく、以下の分類にもとづき、判別をするようにとの指示を出しています。

1. 経営改善が必要な企業
（企業の自助努力により経営改善が見込まれる企業）
2. 事業再生や業種転換が

必要な企業

＜抜本的な事業再生や業種転換により経営改善が見込まれる企業

3. 事業の持続可能性が見込まれない企業

＜事業の存続が長引くことで、かえって経営者の生活再生や取引先の事業に悪影響が見込まれる企業
この3に、該当する企業について、「無条件で条件変更に応じるのではなく、事業の持続可能性を判断して、それが見込まれない場合は、転廃業を促す」というものです。

条件変更は、いわば諸刃の剣であり、その間に本業の期間損益を立て直して借入金の返済原資となるキャッシュフローを確保出来る

様な損益構造にしなければなりません。

しかしながら、条件変更を行なっている企業の大半が、経営再生が出来ていないということが実情です。

日銀の発表によれば条件変更を行なっている貸出債権は70兆円以上といわれ、そのうちの45兆円程度が不良債権予備軍と言われています（事業の持続可能性が見込まれない企業）。
今回の金融庁の方針転換は、かなり強硬であると考

えられます。
したがって、条件変更を行なっている中小企業の経営者は、よほどの覚悟を持って企業再生に臨まなければなりません。
しかしながら、いざ企業

再生をするとなると、どこから手をつければ良いのかわからないのが現実です。

そこで、次に企業再生の具体的な方法について、私ども未来事業の例を説明いたします。

■経営改革推進の基本フロー（流れ）

1. デューデリ（精査）の実施と経営課題に対する方向付け

- ① 財務諸表の分析と財務デューデリの実施

＜ 実態純資産を算出するにあたり減損すべき資産を洗い出す
② 事業デューデリの実施

施

- ③ 事業の持続可能性の観点から各事業分野を検証する
- ③ 経営幹部並びに従業員のヒアリングを通して社風とその問題点を明確にする

2. 経営改革の方向付けの検討と経営改革計画書の作成

- ① デューデリ報告書による財務面並びに事業面の課題について検証して、再生のための施策を検討する

- ② 再生のための課題とその施策を明確にして、誰が責任を持って遂行するのか、スケジュール化と合わせて計画として落とし込む

- ③ バンクミーティングを実施して、各取引金融機関に理解と今後の支援を依頼する

3. 月次経営改革会議を実施する

経営改革計画書における課題とその改善のための施策が実績を上げているか検証して、さらに発生した問題について対策を講じる。

■再生のための具体的なコンサルティング業務

《フェイズ1》

緊急対策として資金の垂れ流しを止める

- ① 取引先との折衝並びに金融機関との折衝
- ② 財務デューデリ並びに事業デューデリの実施
- ③ 経営改革計画書の作成とその実施

《フェイズ2》

企業の資本金体質の強化を行なう

- ① 金融機関への融資要請アドバイス
- ② 条件変更実施中のなかでいかに円滑に資金を回すかの検討
- ③ 様々な資金調達手段の検討
- ④ フアンドの利用、A B L など

《フェイズ3》

期間損益並びにキャッシュフローの増強

- ① 収益構造を黒字体質に転換する課題の克服と施策の実施
- ② トップラインを上げ

- ③ 業態の変更を検討して新事業戦略を立案する
- ④ 社風の改革

《フェイズ4》

必要に応じて組織の再編を行なう（経営形態の変革）

- ① 会社分割（第二会社方式）の導入
- ② 事業譲渡またはM&A
- ③ 企業買収であるM B O またはL B O
- ④ 合併
- ⑤ 事業承継

■事業承継の重要性とその対策

近年では、中小企業の経営者の高齢化が進む一方で、後継者の確保が非常に困難になっております。

一説には、一年間で約2万社の企業が事業承継が出来ずに、廃業しているとのことです。その仕事が地域経済にと

って有意義であり、後継者としても仕事を続けたいと考えても、会社の資産内容を見ると多大なる債務超過と借入過多のためとても事業を承継する自信が無い、あるいは事業を承継すると、自分の個人生活の問題になるといったことに起因します。

事業承継をいかに円滑に実施するかが、今後中小企業の経営者にとって重要な課題であり、については、おまかな事業承継の手順について説明いたします。

《事業承継計画書の立案》

1. 会社の状況を性格に把握する
 - ① 会社の実態資産の把握
 - ② 事業の持続可能性について（本業における収益構造とキャッシュフロー）
 - ③ 社員構成並びに社風等の検証
 - ④ 経営者の状況について
 - ⑤ 株主構成（代表者、親族並びに第三者株主

の有無について）

- ② 経営者個人の資産と担保差入れ状況
- 3. 後継者候補の状況について

- ① 親族内に後継者の候補がいるか
- ② 会社内に後継者候補がいるか
- ③ 後継者候補について資質、人望などは適切か
- ④ 後継者の会社経営に対する意欲はどうか（事業承継に対して強い意欲があるか）

- 4. 相続時に予想される状況について
- ① 法定相続人及び相互の関係、株式保有状況の確認
- ② 相続財産の特定、相続税額のシミュレーション、納税の検討
- ③ 従業員や取引先が事業承継に対してどの様にリアクションをするか

■経営者保証制度の見直し

わが国の中小企業の事業

承継を困難にしている原因の一つに、「厳しすぎる経営者保証制度の問題」があります。

金融庁は、それを見直すため、平成26年2月に経営者保証に対するガイドライン（金融機関の行動指針）を発表しました。

それによれば、中小企業が借入を返せなくなっても、経営者やその家族の生活に最低必要な資産（自宅や車など）は取上げない、というものです。

また、法務大臣の諮問機関である法制審議会民法部会では、平成26年度の民法改正に向けて準備を進めております。

以上、中小企業において企業再生とそれを取り巻く様々な問題について説明いたしました。

私も未来事業では、中小企業の経営者を親身になってバックアップしております。

御質問、ご相談等ございましたら、何なりと連絡を頂ければ対応致します。

トピックス

新入会員の集い開催

9月12日、「新入会員の集い」を郡山ビューホテルアネックスで開催し、平成23年度から25年度までの入会会員及び役員70名が出席した。有馬会長、郡山税務署 鈴木義典署長にごあいさつをいただき、事務局から、郡山法人会の組織や事業内容等について説明をし、自社企業の発展のため法人会を大いに活用していただくよう呼びかけた。

その後の会員交流懇談会では、新入会員一人一人に自己紹介、自社PRをしていただき、和やかに親睦を深めていた。

また、平成25年度の会員数が二十数年ぶりに前年度会員数より30社増となり、懇談会は会員数純増記念のパーティーとしてあわせて行われた。



新入会員の集い



郡山税務署 鈴木署長

「婚活ミュージックパーティー」開催のご案内

日 時／平成26年11月15日(土)
18:00～20:30

会 場／郡山ビューホテルアネックス

募集人数／男性20名

女性20名

参加費／男性5,000円

女性3,000円

応募資格／法人会会員企業にお勤めの方

又は法人会会員企業の

紹介のある方

お申込み・お問い合わせ先
(公社)郡山法人会 事務局
お気軽にお問い合わせ下さい。

経営者が重大疾病にかかった時のそなえを確保

法人会の経営者大型総合保障制度
応じよう
企業保障の
大きな森な

Jタイプ
無配当重大疾病保障保険

Jタイプ「無配当重大疾病保障保険」は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります！

ポイント1 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント2 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント3 約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。

◎この資料の記載内容は、平成26年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社 郡山支社/郡山市中町1-22 TEL 024-922-0860

F-25-1031(平成26年3月11日)